

令和5年函審第15号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年7月28日03時00分

北海道サロマ湖

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.6トン	3.2トン
登 録 長	10.61メートル	10.60メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数	254キロワット	254キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年4月に進水し、船首部に操舵室を設け、中央に舵輪、右側にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、左側に機関操縦レバー及び同プロッターを配置したコンソールを同室前部に備え、全長12メートル以上であったものの汽笛不装備の、専らサロマ湖において、かれい刺し網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が甲板員1人と乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年7月28日02時50分同湖北岸の北海道登栄床漁港を発し、同港の南南東3.5海里付近となる対岸沖合の漁場に向かった。

ところで、サロマ湖には、サロマ湖養殖漁業協同組合が漁業権を承認するほたて貝等の養殖施設が26区画に分けて敷設されており、a受審人は、平素と同様に、各区画間に設けられた水路のうち、サロマ湖口灯台から178.5度（真方位、以下同じ。）1.62海里付近の北口から床丹川河口付近の南口に至る、航程約2.4海里、幅70メートルないし80メートルで、両側端に直径約1メートルの球形橙色浮体を約300メートル間隔で設置した水路（以下「床丹水路」という。）を經由する予定で漁場に向かっていた。

a受審人は、航行中の動力船であることを示す法定灯火を表示し、GPSプロッターをいずれもノースアップのセンター画面とし、1台に周囲5キロメートルを、他の1台に周囲1キロメートルを表示させ、レーダーをヘッドアップのセンター画面で0.5海里レンジとし、甲

板員を船首部右舷側甲板に待機させ、自身が操舵室に立って舵輪を握り、右方に敷設された3番区画を航過すれば床丹水路北口に向けて南下するつもりで、登栄床漁港東方沖合を東行した。

a受審人は、3番区画を航過したことをGPSプロッターで確かめ、02時56分半僅か過ぎサロマ湖口灯台から226.5度760メートルの地点で、針路を165度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で床丹水路北口に向かって進行した。

a受審人は、02時59分サロマ湖口灯台から185度1.05海里の地点に至ったとき、左舷船首25.5度1,110メートルのところに、Bの白、緑2灯を視認することができ、その後、方位が変わらないまま同船が前路を右方に横切り衝突のおそれのある態勢で接近したが、床丹水路北口付近の状況を確認することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にも、衝突のおそれのある態勢で接近していることにも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに対して警告信号を行うことも、更に間近に接近するに至っても衝突を避けるための協力動作をとることもないまま、正船首方の床丹水路北口付近を目視しながら続航中、03時00分サロマ湖口灯台から180度1.38海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船尾部にBの船首部が前方から51度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成27年3月に進水し、船首部に操舵室を設け、中央に舵輪、左側にレーダー、右側に魚群探知機の映像を重畳表示できるGPSプロッターを配置したコンソールを同室前部に、操舵室上方両舷に探照灯各1個をそれぞれ備え、全長12メートル以上であった

ものの汽笛不装備の、専らサロマ湖において、ほたて貝養殖業に従事するFRP製漁船で、b受審人が甲板員1人と乗り組み、養殖区画を巡ってほたて貝を収穫する目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日02時30分同湖北岸の北海道湧別町登栄床中番屋地区の船溜まりを発し、発航地の東南東4.5海里付近に敷設された7番区画の養殖施設に向かった。

b受審人は、02時45分前示養殖施設に到着して収穫を始め、ほたて貝約200キログラムを揚げ、02時57分サロマ湖口灯台から157度2.70海里の地点を発進し、床丹水路北口沖合を西行する予定で同灯台の南方約3海里に敷設された5-1番区画の養殖施設に向かった。

b受審人は、航行中の動力船であることを示す法定灯火を表示し、魚群探知画像及び2キロメートル範囲の電子海図画像をGPSプロッター画面に重畳表示させてレーダーを休止し、甲板員を操舵室左舷側入口付近に待機させ、前示画面に映した各水路の状況を頼りに床丹水路北口沖合に向けるつもりで操舵室に立って舵輪を握り、02時58分半僅か過ぎサロマ湖口灯台から164.5度1.65海里の地点で、周囲を一見して針路を294度に定め、20.0ノットの速力で進行した。

b受審人は、各探照灯で正船首左右各10度100メートル付近をそれぞれ照射して操船に当たり、02時59分サロマ湖口灯台から168.5度1.56海里の地点に至ったとき、右舷船首25.5度1,110メートルのところに、Aの白、紅2灯を視認することができ、その後、方位が変わらないまま同船が前路を左方に横切り衝突のおそれのある態勢で接近したが、定針時に周囲を一見して他船を認めなかったことから、探照灯の照射範囲を見ていれば支障ないと思い、

見張りを十分に行わなかったので、Aの存在にも、衝突のおそれのある態勢で接近していることにも気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aの進路を避けず、探照灯で照らした水域を目視しながら続航中、照射範囲に入った同船を認めて衝突の危険を感じ、機関を全速力後進にかけたが、及ばず、Bは、原針路のまま、速力が5.0ノットとなったとき前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷後部外板及び同部舷縁が破損し、Bは、船首部を圧損したが、のちいずれも修理された。また、a受審人が頭部打撲、頭頂部挫創、左眼球打撲等を、Aの甲板員が右前腕打撲をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、夜間、サロマ湖において、南下中のAと西行中のBとが衝突したものであり、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

A、B両船は、航行中の動力船の灯火を表示して互いに視野の内にあり、また、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、衝突のおそれが生じた後、両船にそれぞれ要求される動作をとるのに十分な時間的、距離的余裕があったと認められることから、本件は、海上衝突予防法第15条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、サロマ湖において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近中、西行するBが、見張り不十分で、前路を左方に横切るAの進路を避けなかったことによって発生したが、南下

するAが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、夜間、サロマ湖において、ほたて貝収穫のため、床丹水路北口沖合を西行する予定で養殖区画に向かう場合、接近する他船に気付くことができるよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針時に周囲を一見して他船を認めなかったことから、探照灯の照射範囲を見ていれば支障ないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船の進路を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、a受審人及びAの甲板員を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、夜間、サロマ湖において、床丹水路を経由する予定で漁場に向かう場合、接近する他船に気付くことができるよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、床丹水路北口付近の状況を確認することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもないまま進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、自身及びAの甲板員を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月30日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人